一号の表第二号の上欄の規定に該当しない病院であつて直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		
四　この表中第一号から第三号までに掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院であつて直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		
五　六以外の病院		
六　リハビリテーション専門病院		

を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における	平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額からこの表中第三号の下欄に掲げる額を控除した額に〇・三を乗じて得た額にこの表中第三号の下欄に掲げる額を加えた額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
	三五七、〇〇〇円

一号の表第二号の上欄の規定に該当しない病院であつて直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。
四　この表中第一号から第三号までに掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。
ロ　平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院であつて直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。
五　六以外の病院
六　リハビリテーション専門病院

を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における	平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額からこの表中第三号の下欄に掲げる額を控除した額に〇・六を乗じて得た額にこの表中第三号の下欄に掲げる額を加えた額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
結核病床の許可病床の数	一、八一三、〇〇〇円
精神病床の許可病床の数	一、三九二、〇〇〇円
	三九六、〇〇〇円